

## 錦江町監査公表2号

地方自治法第199条第5項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年2月21日

錦江町監査委員 中村 貢  
同 浪瀬 亮祐

### 備品監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定により、錦江町監査基準に準拠して備品監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査の実施期間 令和5年1月18日（水）～19日（木）
- 3 監査の実施場所 該当課及び該当施設
- 4 監査を行なった委員 中村 貢、浪瀬 亮祐
- 5 監査の対象
  - (1) 政策企画課
  - (2) 介護福祉課
  - (3) 産業振興課
  - (4) 観光交流課
  - (5) 花瀬でんしろう館
- 6 監査の着眼点
  - (1) 備品台帳は整備されているか
    - ア. 帳簿の残高と物品の現在高は符合するか
    - イ. 保管替え等の手続きは、正規になされているか
    - ウ. 損傷、廃棄、目減り等に関する手続きは、的確に処理されているか
  - (2) 常に良好に管理され、また、維持補修等は適切に行われているか
    - ア. 保管上、取締り不十分な点はないか
    - イ. 未使用のまま放置してあるものはないか
    - ウ. 遊休品で他に転活用できるものを保管してないか
    - エ. 不用品、不良品または再利用可能品を漫然と保管していないか
  - (3) 最大の効果を最小の経費で上げるようにしているか
    - ア. 事業効果や安全性は考慮されているか
    - イ. 必要以上にぜいたくな物品の購入はないか
    - ウ. 必要以上に多量な物品の購入はないか

## 7 監査の実施内容

該当課から事前に備品台帳を徴し、内容の確認を行ない、必要に応じて担当者及び関係者の意見を聴取した。また現地において備品を確認し、管理状況や動作の確認を行った。

該当施設においては、担当課の担当者や施設管理者から説明を受けた後、設置状況の確認と使用状況の聞き取りを行った。

## 8 監査結果と意見

監査の対象課等ごとに、次のとおり意見を付す。今回、対象とならなかった課等においても参考にされたい。

対象	意見
政策企画課	電動カンナ等、常置場所が現状と異なるものがいくつか見受けられたので、台帳を訂正されたい。
介護福祉課	特に指摘する事項はなかった。
産業振興課	平板測量器等、取得後 15 年超が経過し、かつ使用していない備品については廃棄を検討されたい。 生葉受入システムについて、FA 荒茶加工場の他の備品と同様の扱いとされたい。 有害鳥獣捕獲用物置について、常置場所を変更したものについては、台帳を訂正されたい。
観光交流課	複数の施設の備品を、ひとつの台帳で一緒くたに管理しているので、施設ごとに分けて台帳を整理されたい。 電波法の改正に伴い、2024 年 12 月以降はアナログ無線機や省電力トランシーバーは使用禁止となるため、廃棄・更新をなされたい。
花瀬でんしろう館	旧田代町経済課において登録された備品が正しく移管されておらず、台帳に登録がないものが多数見られた。速やかに改善されたい。 私物（冷蔵庫、食器等）が、館内に長期間にわたり放置された状態となっている。速やかに撤去されたい。 備品として管理すべき物で、登録のないものが見受けられた。（ロビーに設置の一人掛け用イスや大型の傘）改善されたい。

## 9 結び

庁舎外施設の備品については施設ごと一括りとし、庁舎内の備品と別けて管理をされたい。

移管を受けた備品、常置場所をあらためた備品については、その都度台帳を更新し、物品の的確な把握に努められたい。

長く使用していないもの、規格等が古くなり今後の使用が見込めないものなどは、廃棄や更新を積極的に行っていただきたい。